

平成22年度国民健康保険税における非自発的失業者の軽減制度について

昨年の広報等でもお知らせしましたとおり、国の法律改正によって平成22年4月より、リストラ、倒産などの非自発的な失業のため、職場の健康保険を脱退し、小郡市国民健康保険に加入する人もしくは加入された人に対して、申請によって平成22年4月以降の国民健康保険税の軽減措置を行っています。

対象となる人（次の①から③全ての条件を満たす人が対象です）

- ① 平成21年3月31日以降に失業した人
- ② 失業時点で65歳未満の人
- ③ 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者で下記コードの該当者

【③の確認方法】

「雇用保険受給資格者証」(本人所持)による確認とし、「離職年月日 理由」欄の「理由コード(2桁の数字)」が下記のコードの方が対象となります。

離職者区分	対象となる理由コード
特定受給資格者（解雇・倒産等の事業主都合により離職した人）	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者（雇用期間満了等により離職した人）	23、33、34

軽減内容

国民健康保険税の所得割を算定する際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業者の国保加入期間に伴う前年給与所得(注;平成22年度国民健康保険税は平成21年中の給与所得)を30/100として算定します。

軽減期間

軽減措置の適用期間は次のとおりです。(※平成22年度分の国民健康保険税からになります)

失業した日	国保税軽減対象期間（月割計算）
平成21年3月31日～平成22年3月30日	平成22年4月～平成23年3月
平成22年3月31日～平成22年4月29日	平成22年4月～平成24年3月
平成22年4月30日～平成23年3月30日	失業した日の翌日に属する月～平成24年3月

注：軽減期間中に職場の健康保険に加入し国保の資格を喪失した場合において、その後再度国保に加入する際、雇用保険の受給が新たに生じていなければ、残っている軽減対象期間中は軽減措置を改めて適用します。

なお、平成21年度分以前の国民健康保険税は軽減の対象にはなりません。

申請に必要な物

- ①雇用保険受給資格者証、②印鑑（認印）、③国民健康保険証（既に国保に加入されている世帯）
- ※国民健康保険税への適用は、申請された翌月に送付される納税通知書（税額変更通知書）に反映されます。

■申請場所および問い合わせ先

国保年金課 国保係 ☎72-2111 内線424、425



トラブル解決！裁判所の民事調停

お金の貸し借り、雇用関係、ご近所とのトラブル、交通事故の損害の問題などの身近に起こった争いごとを話し合いで円満に解決するために、民事調停があるのをご存じですか？

民事調停の特徴

①手続きが簡単

法律知識は必要なく、ご本人でも申し立てることができます。

②円満な解決

双方が納得するまで話し合い、解決ができます。

③費用が安い

裁判所に納める手数料は訴訟に比べて安くなっています。例えば、貸したお金10万円の返済を求める調停を申し立てた場合、手数料は500円

です（このほか、若干の郵便手数料が必要です）。

④秘密厳守

調停は非公開で行われます。

⑤早期解決

ポイントを絞って話し合いをしますので、解決までの時間は比較的短くて済みます。通常、調停が成立するまで2～3回の調停が開かれ、調停成立などで解決した事件の90%が3か月以内に終了しています。

※久留米簡易裁判所では、申立の方法などの説明を行っていますので、お気軽にご相談ください。

●問い合わせ先 久留米簡易裁判所調停係

☎32-5397 ファクス 38-5942

〒838-0142 久留米市篠山町21番地